



見野駐在所だより 4月号

鹿沼警察署
0289-62-0110
見野駐在所
0289-65-0403

春の交通安全県民総ぐるみ運動

～ マナーアップ！あなたが主役です ～

令和7年4月6日(日)から15日(火)までの10日間



【重点推進事項】

- (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
 - ・ 見守り活動等を通じて通学時間帯の安全を確保し、地域ぐるみでこどもの交通事故防止を図りましょう。
 - ・ 歩行者は、横断歩道外横断や車両の直前直後横断の禁止等の法令を遵守するとともに、横断歩道を渡る・信号に従うといった基本的な交通ルールを守りましょう。
 - ・ 高齢者の方は、加齢に伴う身体能力の低下を考えて行動しましょう。
また、安全運転サポート車への乗換えや運転免許の自主返納について、家族と話し合ってください。
- (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
 - ・ 車のドライバーは、横断歩道の手前での減速義務や横断歩道等における歩行者優先義務など、法律上の義務を遵守しましょう。
道路は「人優先」です。特に、横断歩道では歩行者が優先であることはマナーではなく、ルールであることを理解しましょう。
 - ・ 運転中の携帯電話等の通話や画像を注視することはとても危険です。
ハンドルを握ったら、運転に集中してください。
 - ・ 飲酒運転を敢行する悪質危険なドライバーが後を絶ちません。
飲酒運転を「絶対にしない・させない」環境づくりに取り組みましょう。
 - ・ 妨害運転の悪質性・危険性を認識し、「思いやり」や「ゆずり合い」の気持ちを持った運転を心がけましょう。
併せて、妨害運転を受けるなどしたときは有効なドライブレコーダーの取付けも検討してみてください。
 - ・ 全ての座席においてシートベルトを着用するとともに、チャイルドシートを正しく使用しましょう。
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの厳守の徹底
 - ・ 全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化されています。
「自転車とヘルメットはワンセット」を合言葉に、ヘルメットを必ず着用しましょう。
 - ・ 令和6年11月1日に道路交通法が改正され、自転車の「運転中ながらスマホ・酒気帯び運転」について、罰則が整備・強化されました。
自転車は、「車両の仲間」です。基本的な交通ルールを守って交通事故を防ぎましょう。
 - ・ 特定小型原動機付自転車も、利用する際には、ヘルメットの着用と交通ルール遵守を徹底し、交通事故の防止に努めましょう。



～ 自転車安全利用5則 ～

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライト点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

